

下間性乗発給印判状一通

青木馨

ここに紹介する文書は、石川県鳳至郡門前町光琳寺所蔵にかかる下間少進法印性乗の印判状である。性乗は本願寺顕如の奏者であることは概知の通りで、法印期であることから天正十年以降末年頃迄のものとすることが出来る。内容は、光琳寺住持跡目相続について門主の意を奉じ、下坊主衆・門徒中に宛てて承認している。印判は角印で印文は「甌」である(縦四・一cm、横三・八cm)。ちなみに甌は、喜ぶ・めでるという意味をもつ(諸橋『大漢和辞典』)。

本願寺家臣発給の印判状については、近年急速にその考察が進められつつある。殊に懇志請取状については古文書学的に詳しく分析され、それによって本願寺教団の機構解明への途が開かれてきている。その代表的なものとしては、草野顕之氏「本願寺教団における印判奉書の意味」

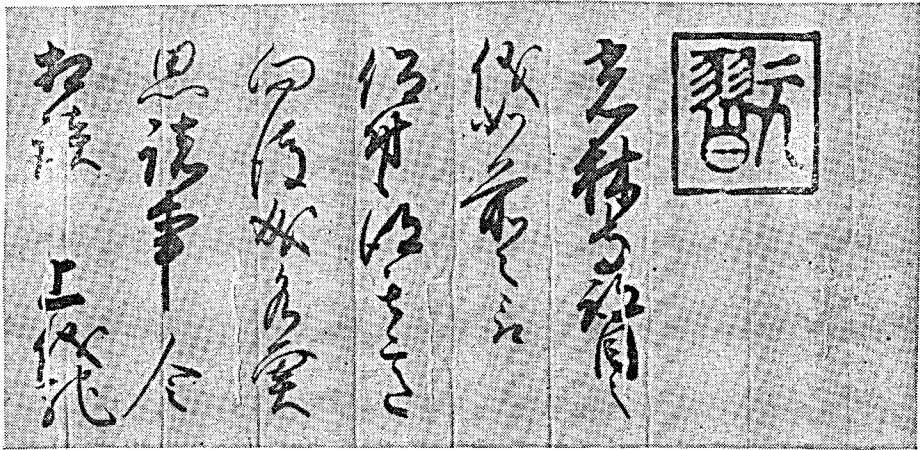
(仏教史学研究第25巻2号)、泊清尚氏「本願寺懇志請取状の基礎的考察」(同第27巻1号)があげられる。これらはほとんど相前後して発表

され、どちらも依用された部分はないが関連部分も少なくない。ただ全体の視点は若干異なるようである。

前者では印判奉書の意味の考察と、発給型式の変化とそれに伴う教団組織の変質を想定される。また具体的に永禄期から慶長期を数段階に分けて、本願寺の懇志請取機構の変化を提示される。

後者では、懇志請取状の発給者の花押・印判や書出・書止・法語の各文言の種類を詳細に分析し、これらの種類や変化の背景から、石山合戦期から東西分派期の本願寺教団の機構を読み取る作業がなされる。こうした中で両者共通の基本的見解は、「明聖」印は顕如の意を奉ずる顕如方奏者の印、「祥定」印は教如の意を奉ずる教如方奏者の印、とする点とである。

ところで、従来知られる印判の種類は大半がこの二種であるが、これ以外に調・達・精(顕尊の意を奉ずる頼廉書状)・続が存在しているよ



(11.2×49.5 cm)

(印)

光林寺跡目之

儀如前々被

仰付候、得其意

向後成水魚

思諸事令

相統 上儀馳

うである(ただし統は近世にしか存在せず例外とされる)。しかしこれらは、その数は僅少でいずれも考察の対象となっていない。本文書の場合も印判の文字は異例であり、従来知られていないものである。ただし性が発給していることから、やはり顯如の意を奉ずるものと考えられるが、性乗については従来明聖印のみが知られている(上記二論文参照)。

さらに本文書の場合、寺院住持の跡目相統というやや特殊な内容をもつと同時に、懇志や取次料の請取・謝礼に関する記載は全くなく、この時期の印判状としては異例ともいえる文書である。したがって後のいわゆる御印書と称する免許状の先駆的文書であるという見通しをつけておきたい。

ただ近世の御印書の場合、その内容の大まかな傾向として、木仏・寺



下間性乗発給印判状一通

走可被申事

尤肝要候旨被

仰出候、仍所被頭

御印如件

少進法印
八月八日 性乗 (花押)

光林寺下
照明寺
光濟寺
了順
正空門下
金津庄
木越村
森下村
原村
其外下坊主
同門徒中

号の許可、本堂安置物(御影等)の許可、本堂内陣の荘殿(四本柱・前卓等)の許可、地位(飛檐出仕等)の許可、依体(素絹等)の許可などが主に見出されるのであり、末寺跡目の任免に関するものについては今のところ見出すことが出来ない。中央本願寺が、末寺の跡目にどう関与したかは、今後究明されねばならないであろう。

またこの場合、「明聖」印でなく何故「翫」印なのかが問題となるが、「明聖」「祥定」両印以外の一部散見される印は全て一文字印であることが共通する。この点についても今後の課題となろうが、本文書に限ってみれば、事柄の内容により印が使い分けられたかとも考えられるが、これも後考を俟ちたい。

ともかく、懇志請取状をはじめとする中世末期から近世初頭の本願寺

家臣発給文書の研究は、緒についたばかりである。泊氏も指摘されるように、対象文書は全体からすればまだわずかな部分といえるかもしれない。全国に襲蔵される関係文書の発掘が急務であることは言う迄もない。懇志請取に限ってみても、印の無いもの数も多く(これについては、その事例として本紀要共同研究「真宗初期遺跡寺院資料の研究」解題・四 本願寺関係文書 2にも仙台称念寺文書において若干の指摘をしておいた)、印の有無の意味や本文書のような懇志と直接かわらない印判状の性格、さらには近世における御印書の研究も今後注目されねばならないだろう。

尚、この文書の所蔵者である光琳寺副住職木越祐馨氏より御許可と御教示をいただいた。記して謝意を表したい。